

2021年度 富士通製ノートパソコン 動産補償制度のご案内 (医医、薬学部用)

補償されるもの (補償の目的)

お買い上げいただいた富士通製ノートパソコン本体 (ACアダプタを含みます) ※内蔵バッテリーは消耗品扱いのため含みません。

1. 補償内容 (日本国内における偶然な事故を補償いたします。)

- ①メーカー保証の対象とならない、破損・火災・落雷・水漏れ・盗難等の修理費用等を **6年間**補償いたします。
- ②修理の場合は、株式会社 福岡大学サービス 情報プラザ を通じての修理となります。
他の修理業者等にて修理をした場合、当補償を受けることはできません。
- ③修理不能及び盗難等でパソコンが無くなった場合は、下記4.で定めた補償限度額 (補償金) をお支払いします。
なお、補償金を受取った時点で動産補償サービスは終了いたします。
- ④修理可能な場合は下記4.で定めた補償限度額内であれば何度でも修理いたします。
(修理回数に制限はありません。)
- ⑤補償の対象とならない事故や修理代が下記4.で定めた補償限度額を超える場合は、実費または超過分の費用をお支払いいただきます。

(注) 通常使用時の故障は、ご購入から4年間メーカー保証が適用されます。

なお、メーカー保証終了後から2年間の通常使用時の故障についても動産補償制度が適用されますが、部品交換を伴う修理に限るなど、メーカー保証と異なる部分があります。

2. 補償期間 (下記期間内に発生した事故について補償いたします。)

パソコンを引き取った日から2027年3月31日まで (ただし、大学在学中に限ります。)

3. 補償される損害と補償されない主な損害

補償される損害	補償されない主な損害
破損、火災、落雷、爆発、破裂、水濡れ、洪水その他偶然な事故で部品交換を伴うもの、盗難 (警察にて盗難届受理のもの) 但し、置き忘れが原因の盗難は、盗難届の受理に関わらず補償されません。 メーカー保証終了後から2年間の通常使用時の故障	故意、重過失、置き忘れ・紛失、自然の消耗、劣化、腐食、さび、かび、変色、虫食い、擦傷、塗装の剥落、汚れ、ソフト等の単独損害、詐欺、横領、地震、噴火、津波、パソコン本体以外の周辺機器の損害、海外で発生した損害、予防交換費用、部品交換を伴わない修理費用、メーカー保証書記載の有償修理事項等 (左記記載以外)

4. 補償限度額について 【 富士通製ノートパソコン 】

1 修理補償限度額 [i7:15.9万円 , i5:14.0万円 , i3_256:13.2万円 , i3_128:12.4万円]

5. 事故や故障が発生した場合

福岡大学サービス 情報プラザまでパソコンをお持ちください。

注) 講義がおこなわれる水曜日の10:00~17:00に専門スタッフが常駐しています (祝日授業日は除く) また、左記時間帯以外でお持ちいただく際は事前のご連絡にて対応いたします。

盗難等でパソコンがない場合は下記書類を取りそろえて、情報プラザへご連絡ください。

※盗難の場合、警察へ盗難の届出 (受理番号の取得) が必要になります。 [紛失による遺失物届は補償対象外]

※火災の場合、消防署にて罹災証明書の入手が必要になります。

〈事故・故障修理のお問合せ〉

(株)福岡大学サービス 情報プラザ
福岡大学内 60周年記念館1階
TEL : 092-865-8260
FAX : 092-865-8360

〈動産保険に関するお問合せ〉

(株)富士通トータル保険サービス
九州支店 PC動産補償制度担当
TEL : 092-411-6351
FAX : 092-411-6833
(土日祝・年末年始を除く 9 : 00~17 : 00)

本サービスのうち動産補償に関しては 株式会社福岡大学サービスが 損害保険ジャパン株式会社と動産総合保険契約を締結しています。